

令和5年1月の経営事項審査制度改正の補足について

令和5年2月2日

令和5年1月1日改正された経営事項審査制度につきまして、以下の点にご注意ください。

・建設機械の保有状況（解体用機械）について

新たに評価されることとなった「解体用機械」（ブレーカ、鉄骨切断機、解体用つかみ機など）について、ベースマシンに解体用アタッチメントを装着させることで解体用機械として使用しているなどの事由により、複数の解体用アタッチメントに関する特定自主検査記録表（以下：特自検）の装着機械欄に同一のベースマシンが記載されている場合は、重複した評価をすることができません。

また、ベースマシンがショベル系掘削機などとして経営事項審査で評価されている場合は、当該ベースマシンに装着する解体用アタッチメントを保有していたとしても追加の評価をすることはできません。

なお、解体用機械を申請する際の特自検および所有を確認するための書類は、「解体用アタッチメント」と「ベースマシン」それぞれについて提出が必要になりますのでご注意ください。解体用機械の参考様式第3号「建設機械の保有状況一覧表」への記載方法につきましては別紙の記載例をご覧ください。

	ベースマシンが経審上、評価されていない。	既にベースマシンが経審上、評価されている。
解体用アタッチメントを保有している場合（ブレーカなど）	解体用機械として評価 可能 ※①※②	解体用機械として評価 不可

※① 1台のベースマシンにつき1つの解体用アタッチメントが評価されます。複数の解体用アタッチメントを保有している場合、その数に応じたベースマシンの保有が必要となります。

※② 「解体用アタッチメント」の特自検および所有確認書類、「ベースマシン」の特自検および所有確認書類の提出が必要となります。

・建設機械の保有状況（高所作業車）について

新たに評価されることとなった「高所作業車」について、「高所作業部分」と「下部走行体部分」で特自検が分かれているものについては、「高所作業部分」と「下部走行体部分」それぞれの特自検の提出が確認できない場合、経営事項審査では評価できません。※③

	高所作業部分と下部走行体部分の両方が特自検を受けている	高所作業部分と下部走行体部分のどちらかしか、特自検を受けていない。
高所作業車の特自検が2つに分かれている場合	高所作業車として評価 可能	高所作業車として評価 不可

※③地域防災の観点から、実際の災害時対応において活躍している機械であり、定期検査により適切に稼働するものを経営事項審査で評価しています。評価の趣旨から、高所作業車として適切な稼働を確認する必要があるため、「高所作業部分」と「下部走行体部分」で特自検が分かれているものについては、両方の特自検を必要としています。

ご不明な点等ございましたら、滋賀県土木交通部監理建設業係までお問い合わせください。

滋賀県土木交通部監理課建設業係
TEL：077-528-4114